

A3 減価償却は、それぞれの資産の取得価額に基づき、主に「定額法」と「定率法」の償却方法により計算されます。

(1) 定額法

償却費の額が毎年同一となるように償却率が設定されている減価償却法です。

$$\text{取得価額} \times \text{定額法の償却率} \times (\text{事業の用に供した月数} / 12) = \text{その年分の減価償却費}$$

(2) 定率法

償却費の額が毎年一定の割合で逡減するように償却率が設定されている減価償却法です。

$$\text{期首未償却残高} \times \text{定率法の償却率} \times (\text{事業の用に供した月数} / 12) = \text{その年分の減価償却費}$$

$$\text{※期首未償却残高} = (\text{取得価額} - \text{前年までの減価償却費の累計額})$$

それぞれの「償却率」は、その資産に定められた耐用年数により決定されます。今回の「全自動血球測定器」につきましては、4年と定められておりますので、具体的には、以下のように計算されます。

【前提条件：24年10月に取得し、事業供用】

(1) 定額法

$$100 \text{ 万円} \times 0.25 \text{ (耐用年数 4 年の定額法償却率)} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 62,500 \text{ 円}$$

(2) 定率法

$$100 \text{ 万円} \times 0.50 \text{ (耐用年数 4 年の定率法償却率)} \times 3 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 125,000 \text{ 円}$$

以上のように、定率法は取得後早期に多額の減価償却費を計上することができ、一方、定額法は毎年一定額の減価償却費の計上ができます。取得した減価償却資産それぞれに対し、定額法、定率法の選択が可能ですが、償却途中での償却方法の変更は認められません（一定の建物については、定額法のみとなります）。

個人診療所では特に届出がない場合には「定額法」が適用され、法人では特に届出がない場合には「定率法」が適用されます。どちらが有利かは経営状態、償却年数、金額等にもよるため、一概に判断できるものではありません。